



暑中お見舞い  
申し上げます

W  
パワーアライアンス税理士法人

News

編集発行人

パワーアライアンス税理士法人  
税理士 若杉 治  
〒151-0073  
東京都渋谷区笹塚3-37-1  
第1花卉ビル2F  
TEL 03(5365)4744(代)  
FAX 03(5365)4745  
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

## ◆ 8月の税務と労務

- |                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| 国 税／7月分源泉所得税の納付                     | 8月10日 |
| 国 税／6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)           | 8月31日 |
| 国 税／12月決算法人の中間申告                    | 8月31日 |
| 国 税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) | 8月31日 |
| 国 税／個人事業者の消費税等の中間申告                 | 8月31日 |
| 地方税／個人事業税第1期分の納付                    |       |

都道府県の条例で定める日

- 地方税／個人住民税第2期分の納付

市町村の条例で定める日

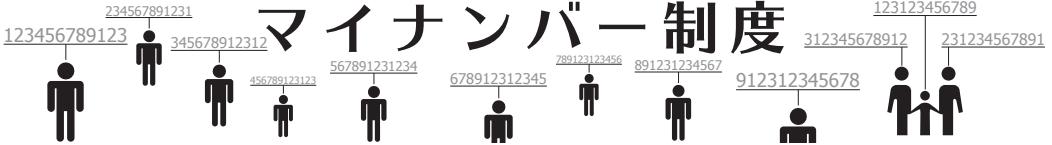
8月

(葉月) AUGUST

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	・	・	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	・	・	・	・	・

**特定空家を固定資産税の軽減対象から除外** 居住用家屋の土地に対しては、空家であっても固定資産税を軽減する措置がありました。平成27年度税制改正により、火災や倒壊の危険・不衛生等の状態にある空家で、本年5月26日以後に市区町村長から勧告された空家については、軽減対象から除外されます。





今年の10月から、国民の一人ひとりに、マイナンバーが通知されます。また、法人には法人番号が通知されます。

### マイナンバーとは

マイナンバー制度は、複数の機関に存在している個人情報が同一人の情報であることを確認するために導入されました。この制度が運用されることで、社会保障と税制度の効率性や透明性が高まり、公平・公正な社会が実現できると見込まれています。国民にとっても利便性が高まるというメリットがあります。

マイナンバーは市町村長によって指定されますので、好きな番号を希望することも、番号を変更することもできません。ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがある場合は、番号を変更することができます。

### 個人番号カード

マイナンバーが通知されたのち、希望者は市町村に申請することで個人番号カードの交付を受けることができます。この個人番号カードは身分証明書や様々なサービスに利用することができます。個人番号カードには、氏名・住所・個人番号などが記載されています。電子証明書も搭載されていますので、e-Taxを利用し

て確定申告をすることもできます。なお、確定申告の結果(その人の所得の金額など)といったプライバシーの高い個人情報は、個人番号カードには記録されません。

個人番号カードの交付は、平成28年1月から始まります。個人番号カードには有効期限があり、20歳以上の人は10回目の誕生日まで、20歳未満の人は5回目の誕生日までです。なお、既に住基カードを持っている人は、有効期限まで使えますが、平成28年1月以降、住基カードの新たな発行はされません。また、個人番号カードと重複して所持することはできません。

### 情報の確認

行政機関が保有しているマイナンバーが付いた自分の情報や、行政機関によってその情報がどのようにやり取りされたのかといったことを、自宅のパソコンなどで確認することができるようになります。この仕組みを「マイナポータル」といいます。マイナポータルによって、各種の社会保険料の支払金額といった確定申告などを行う際に必要となる情報を入手できるようになります。

マイナポータルは平成29年1月から利用できるようになる予定です。利用するためには個人番号カードに

格納された電子情報とパスワードを組み合わせて確認する公的個人認証が採用される予定です。

### 事業者は・・・

民間事業者は、源泉徴収票や社会保険関係の書類を作成する際に、社員のマイナンバーを取り扱うことになります。ただし、法律や条例で定められた手続き以外でマイナンバーを利用することができません。また、身分証明書として利用できる個人番号カードによって本人確認を行うことはできますが、カードに記載されているマイナンバーを書き写したりコピーを取ることはできません。

社員からマイナンバーを取得する場合、本人に利用目的を明示することと本人確認をする必要があります。利用目的の明示は重要な手続きで、例えば源泉徴収に関する事務のために取得したマイナンバーを、社会保険の手続きのために利用してはいけません。これは、たとえ社員本人の同意があってもできないことになっています。ただ、利用目的を包括的に明示することは、差し支えありません。

今後、社内でマイナンバーを適正に取り扱うために、社内規定の策定やマイナンバーに対応したシステムの構築といった対策をとる必要があります。

## 自由化の歴史

電力自由化は、1995年の電気事業法の改正に始まります。1990年代は、規制緩和が世界的な流れになり、日本の高コスト構造を是正することが課題でした。そのような時代背景の中での電気事業法の改正によって、電力会社に電力を供給する事業に新規の発電事業者が参入することが可能になりました。

1999年にはさらに電気事業法が改正され、電力の小売が部分的に自由化されました。2万V以上の特別高圧で受電し2,000kW以上使用する大規模工場やデパートなどが対象とされ、自由化の対象者に電力を供給する場合、原則として参入規制・供給義務・料金規制の3つの規制を設けないようになりました。その後、自由化の範囲についてさらに拡大され、2005年には使用規模50kW以上が対象となりました。

そして2016年には「小売全面自由化」が始まり、電力会社も新規の発電事業者も自由な料金設定で電力を販売することができるようになります。

## 発送電分離

今年3月、発送電分離を2020年4月に実施することが閣議決定されました。発送電分離が実施されると、電力会社は「発電」「送配電」「小売」の3つの事業会社に分割されます。そして新規の発電事業者は、発電事業と小売事業を行うことにな

# 電力の 自由化



ります。電気事業者へ電力を供給する発電事業は届出制に、一般家庭や企業などに電力を供給する小売事業は登録制になります。一方、電力を発電所から変電所を通じて一般家庭・企業などに送る送配電事業については許可制となり、特定の事業者に対して差別的な取り扱いを禁止するなど、送配電部門の中立性が確保されるような取り決めがされるようになります。

## スマートメーター

昨年から、家庭や企業にスマートメーターを導入する計画が進められています。今年度は九州以外の9つの電力会社でスマートメーターの導入が開始され、約750万台が設置される予定です。

スマートメーターは、通信機能を搭載した電力量計で、30分ごとに使用量を計測します。通信機能を搭載しているので、検針員が各家庭や企業に出向いて検針

をする必要がなくなります。また、宅内端末に使用量のデータをリアルタイムで送信することができるので、より効率的な省エネとなることが期待されます。さらに、30分ごとに使用量を計測するので、電気使用量が多い時間帯を把握することができるという利点もあります。電気事業者にとっても、電気の使い方に応じた多様な料金設定を用意することが可能になります。

## 今後の見通し

電力の小売自由化が始まっていますから、新規の発電事業者の数は徐々に増え続け、特に東日本大震災以降は、急激に増加しました。2013年現在、特定規模電気事業の届出を行っている会社は109社、自由化分野で実際に電力の供給を行っている会社は39社あります。経済産業省を始め、東京都や神奈川県などの地方公共団体で電力調達入札が行われており、2%から6%のコスト削減に寄与しています。

また自由化の流れは、電気事業だけではなくガス事業にも進められています。電力が小売全面自由化される翌年の2017年には、ガスの小売も全面自由化になります。そうなると電力だけではなくガスの販売についても自由な料金設定をすることができるうえ、電力とガスをセット料金で販売することも可能になります。

今後は、電力・ガスといったエネルギーの価格競争が激化することが予想されます。

## 誤飲を防止する対策

昨年発売された洗濯用のパック型液体洗剤を、乳幼児が誤って飲み込む事故が相次ぎました。見た目がゼリーに似た形状をしているために起きた事故で、アメリカでは死亡例も報告されています。

また薬の包装で用いられるPTP包装シートも、高齢者が誤飲をして喉や食道を傷つけたという事例もあります。PTP包装シートは当初、ミシン目が入って1錠ずつ切り離せる構造でしたが、誤飲事故が頻発したためにミシン目を一方向だけにして、1錠ずつ切り離せない構造に変更したという経緯があります。

しかし、そのような対策をとっても、依然として誤飲はなくならないようです。これは、薬を携帯する際に患者自身やその家族がハサミで1錠分に切り離してしまうことが原因のようです。

最近では認知症の方も増えており、洗剤

や漂白剤を誤飲するケースもあるようです。認知症の人は味やにおいを感じにくく、誤飲をしても本人は気が付いていない場合もあります。

以前は「子供の手の届くところに置かない」という表記が一般的だった注意喚起表示を、「子供や認知症の方の手の届くところに置かない」と表記する柔軟剤なども出てきており、少子高齢化の影響がこういったところにも出てきているようです。

子どもや高齢者の誤飲を防止するためには、洗剤や薬を手の届かないところに保管するといった保管方法に気を配ることはもちろんのこと、それに加えて、洗剤や漂白剤はペットボトルなどの食品の容器に入れ替えないこと、薬についてはできるだけ1錠ずつに切り離さずに保管し、服用時には家族がPTP包装シートから薬を押し出すことや、服用後にPTP包装シートが残っていることを確認することが必要でしょう。

## ロハス

健康で持続可能な社会生活を心がける「ロハス」という考え方があります。ロハス(LOHAS)は、Lifestyles Of Health And Sustainabilityの頭文字をとった言葉です。

ロハスには、①省エネ商品などの持続可能な経済、②オーガニックや自然食品などの健康的なライフスタイル、③自然治療や東洋医学などの代替ヘルスケア、④ヨガやフィットネスなどの自己開発、⑤環境配慮型住宅やリフォームなどの環境に配慮したライフスタイルの5つの市場があるとされています。

1990年代後半に初めてアメリカでロハスについて報告されたのですが、日本でも10年ほど前から雑誌などで取り上げられるようになりました。アメリカでは25%以上の人人が、EU諸国では35%ほどの人が、ロハスを志向しているそうです。日本での認知度は40%以上あるようで、今後のロハスの市場が注目されます。

特許
一八八五年（明治十八年）四月に現在の特許法の前身である「専売特許条例」が公布され、同年八月十四日には、日本で最初の特許が付与されました。日本で特許制度が始まって一三〇年目にあたります。日本で特許権や著作権などの知的財産は、「モノ」ではなく財産的価値を有する「情報」なので、同時に多くの特許権や著作権などを知的財産は、「モノ」ではなく財産的価値を有する「情報」なので、同時に多くの特許権や著作権などを知的財産として保護される必要があります。
人が利用できます。そのため、知的財産を生み出した人の財産として保護される必要があります。
実用新案権・意匠権・商標権の四つについて、特に「産業財産権」
利を保護することで、産業の発展につながっています。これらの権利は、特許庁に出願して登録されることで、一定の期間独占的に使用することができます。